

1. 子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングに関連して

- a. 第1条改正案——CFS法の目的
- b. 第29条(4)改正案——一時ケアの合意
- c. 第57条(3)改正案——処遇審査
- d. 第65条(3)改正案 ——身分審査

1 a. CFS法の目的

インクエストと専門家委員団の答申に繰り返し登場するテーマは、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングが適切に強調されていないことである。

現行のCFS法の第1条では、同法の解釈と実施のための指針となる原理を列挙し、本法律の「最高目的」は、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを促進することである、と述べている。また、「家族の自律性を支援すること」、「子どもあるいは家族を援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も制限が少なく、家族を崩壊に導く可能性の少ないものを採用すべきである」ことなど、上記以外の諸原理についても規定している。

そのため時には、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを、第1条に述べられているその他の原理より優先させるべきかどうか、という混乱を生じることもあった。改正法がひとたび公布された場合には、第1条はこの混乱を払拭するものでなければならない。すなわち以下のことがらを明示する必要がある：

- ・ CFS法の最高目的は、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを促進することである。
- ・ その他の目的は、それが子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングと相容れる場合にのみ、適用される。その他の目的の重要性には序列はない。

さらに、同改正法公布後には、第1条の以下の項目も変更される：

- ・ 現行法の第1条(b)には、親は子どもを養育する際に「しばしば」援助を必要とす

る、とあるが、「しばしば」(often) は「可能性がある」(may) と書き換える。

- ・ 現行法の第1条(c)では、「子どもあるいは家族を援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も制限が少なく、家族を崩壊に導く可能性の少ないものを採用すべきである」と規定しているが、改正後は、「子どもにとって最も崩壊的でない方策を考慮しなければならない」ことに主眼をおく。専門家委員団は、「最も制限の少ない」という表現は、子どもにとっての必要性より、親の権利や利益を重視する、というように解釈される場合もある、と考えた。

以下の表では、変更部分を太字で示した。

CFS 法の目的

現行法	公布後の改正法
1. 本法の目的は以下の通りとする。 (a) 最高目的として、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングの促進すること；	最高目的 1. (1) 本法の最高目的は、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを促進することとする。
	その他の目的 (2) 子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングに矛盾を生じない限りにおいて、以下を本法のその他の目的として追加する。
(b) 親が子供を養育する場合にはしばしば援助を必要とするが、その援助は、家族という単位の自律性と保全を支援するものでなければならない。さらに援助は、可能な限り、双方の合意に基づいて提供されなければならない、ということ認識すること；	1. 親が子供を養育する場合には援助を必要とする可能性があるが、その援助は、家族という単位の自律性と保全を支援するものでなければならない。さらに援助は、可能な限り、双方の合意に基づいて提供されなければならない、ということ認識すること。
(c) 子どもあるいは家族を援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も制限が少なく、家族を崩壊に導く可能性の少ないものを採用すべきである、ということ認識すること；	2. 子どもを援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も家族を崩壊に導く可能性の少ないものを考慮すべきである、ということ認識すること。
(d) 子どもへのサービスは、次のような姿勢で提供されなければならない、 (i) 一貫したケアと安定的な家族関係を求める子どものニーズを尊重し、 (ii) それぞれの子どもの身体的・精神的発達の違いを考慮に入れる。	3. 変更なし
(e) 子どもとその家族に対するサービスは、可能な限り、文化・宗教・地域的差異を尊重するようなかたちで提供されなければならない、ということ認識すること。	4. 変更なし
(f) インディアンや先住民は、可能な限り、それぞれ固有の子ども家庭サービスを提供	5. 変更なし

<p>する資格をもつべきであること、そしてインディアンや先住民の子どもや家族に対するサービスは、その文化、先祖伝来の遺産、伝統、拡大家族の概念に対する認識に基づいて提供されなければならないことを認識すること。</p>	
--	--

1b. 第 29 条(4) 改正案——一時ケアの合意

第 29 条(4)項は、一時ケアの合意を成立させる前に考慮しなければならない項目について規定するものである。公布後の改正法では、法の目的を規定する条項の変更内容に沿うよう、言葉遣いを改め、「より制限の少ない」という記述を削除し、「家族を崩壊に導く可能性がより少ない」という表現を採用している。

現行法	公布後の改正法
<p>第 29 条(4) 子ども保護援助協会は、以下の要件が整わない限り、一時ケアの合意をしてはならない、</p> <p>(a) 子どもにとって有益であると思われる、適切な居住環境が得られると認定されること</p> <p>(b) 現況では、子どもが自宅でケアを受ける、というような、より制限の少ない、適切な方策がない、ということが確定されること。</p>	<p>第 29 条(4) 子ども保護援助協会は、以下の要件が整わない限り、一時ケアの合意をしてはならない、</p> <p>(a) 子どもにとって有益であると思われる、適切な居住環境が得られると認定されること</p> <p>(b) 現況では、子どもが自宅でケアを受ける、というような、家族を崩壊に導く可能性がより少ない、適切な方策がない、ということが確定されること。</p>

1c. 第 57 条(3) 改正案——処遇審査(第 15 条)

第 57 条(3) 項

現行法の第 57 条(3)項は、子供の親または保護者からの分離命令を下す前に、裁判所が考慮すべきことがらについて述べている。その規定によれば、裁判所が子どもの保護者からの分離命令を下すのは、親または保護者が、制限のより少ない代替え方策を試みたが、拒否した、あるいはその方策は、子どもの保護には不適切であることが確実である場合に限る、とされている。

公布後の改正法は、以下のように変更される：

- ・ 改正案の目的条項の変更内容に沿うよう、「より制限の少ない」という記述を「子どもの家庭を崩壊させる可能性がより少ない」に変更する。また、
- ・ 子どもの保護を最重視すべきであることを明示するため、現行法の(a)と(b)両項を削除する。

現行法	公布後の改正法
<p>57(3) 裁判所は、本条項に基づき、子どもを、裁判所の介入の直前まで子どもの保護者であった人物の保護下から分離する命令を発令するには、非居住サービスや(2)項で述べた援助を含む、より制限の少ない代替方策が以下の条件を満たしていることが確実になければならない、</p> <p>(a) 試みが失敗に終わった。；</p> <p>(b) 子どもの保護者であった人物が拒否した；あるいは、</p> <p>(c) 子どもを保護するには不適切であると思われる。</p>	<p>57(3) 裁判所が、本条項に基づき、子どもを、裁判所の介入の直前まで子どもの保護者であった人物の保護下から分離する命令を発令するには、非居住サービスや(2)項で述べた援助を含む、子どもにとって家庭を崩壊させる可能性のより少ない代替方策が、子どもを保護するには不適切であると思われることが確実になければならない。</p>

1 d. 第 65 条改正案——地位の再審査

現行の子ども家族サービス法第 65 条では、地位の再審査（子どもがソサエティーワードであるかあるいはクラウンワードである場合、または自宅に居住しているが子ども援助保護協会のスーパービジョンの下にある場合の審査）に基づき命令を発する前に、裁判所は子どもの最善の利益（第 65 条(1)）、とほかに第 65 条(3)項に規定された 8 要項を審査しなければならない。追加要項の多くはすでに、CAS によるケア計画（第 56 条）と子どもの最善の利益の判断基準（第 37 条(3)）に含まれている、もしくはその条項で取り上げられているものである。

改正法の公布後には、以下の第 65 条(3)項は削除される：

第 65 条(3) 裁判所は(1)項に基づき命令を発する前に、以下の事項を審査しなければならない、

- (a) 命令発令当時の状況が今も存在するか
- (b) 裁判所の決定により適用された子どものケア計画は、実行されているか

- (c) 方法の下で、本条項に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人物に対し、いかなるサービスが提供もしくは提示されたか
- (d) その人物は提供あるいは提示されたサービスに満足しているか
- (e) CASは、その人物が、協会もしくはサービスを提供しているいかなる人物あるいは機関に対しても協力的であったと確信しているか
- (f) その人物あるいは子どもが現在以上のサービスを要求しているか
- (g) 命令の即時停止が適用されたがそれは適切でない場合、今後ケアの停止の日取りが予測されるか
- (h) 子どもにとって最善の利益となる最も制限の少ない代替策は何か

2. 子ども保護の早期介入

保護を要する子どもの定義に関する改正案

- a. 第 37 条(2) (a)改正案 —— 身体的危害
- b. 第 37 条(2) (b) 改正案 —— 身体的危害のリスク
- c. 第 37 条(2) (d) 改正案 —— 性的危害のリスク
- d. 第 37 条(2) (f) 改正案 —— 心理的危険
- e. 第 37 条(2) (g) 改正案 —— 心理的危険のリスク
- f. 第 51 条(3) 改正案 —— 一時ケアと拘束の判断基準
- g. 第 61 条(9) 改正案 —— 里親のもとでリスクに直面している子どもの里親からの分離
- h. 第 61 条(9) 改正案 —— 里親のもとでリスクに直面している子どもの里親からの分離

2. 序—保護を要する子どもの定義に関する改正案

現行の CFS 法第 37 条(2)項は、保護の根拠を、裁判所が子どもが保護を要すると判断する環境である、と規定している。

インクエストおよび専門家委員団の報告は、子どもによりよい保護を提供するためには、現行法に規定された保護の根拠の数項を改正するよう勧告した。例えば勧告書には、以下のような懸念が表明された。

- ・ 現行法では、保護の根拠にネグレクトを含むか否かに関連して、相反する見解がある
- ・ 心理的被害と心理的被害のリスクからの保護の根拠の規定は、難解で活用できない（「重
度の」不安、抑鬱、後退、自虐的あるいは攻撃的行動が見られなければならない；親
の行為の影響が認知されていない）
- ・ 身体的、性的、心理的被害のリスクの認定基準が高すぎる（「実質的リスク」）

公布後のCFS 改正法は、これらの問題点を処理しやすくするものでなければならない。

2a. 第37条(2)(a) — 身体的危害から の保護の根拠

公布後の改正法の変更項目は以下の通り：

- ・ 「ネグレクトの態度」および「結果として」という表現を追加し、保護の根拠にネグ
レクトが含まれることを明示し、
- ・ (i)の「子どもにケアと扶養、あるいは監督と保護を十分に行うことを怠った」という
表現簡明化し、「子どもを十分にケアし、扶養、あるいは保護することを怠った」とす
る。

現行法	公布後の改正法
37(2)(a) 子どもが、子供の世話をしていた人物から加えられたり、その人物が、子どもにケアと扶養、あるいは監督と保護を十分に行うことを怠ったことによって引き起こされた、身体的危害を受け続けている；	37(2)(a) 子どもが、子供の世話をしていた人物から加えられたり、その人物の以下の行為によって引き起こされたり、その行為の結果として、身体的危害を受け続けている、 (i) 子どもを十分にケアし、扶養、あるいは保護することを怠った、あるいは (ii) 子どもをケア、扶養、監督、保護するのに、ネグレクトの態度をとった

変更事項は太字で示した。

2b. 第37条(2)(b) — 身体的危害のリスク

変更事項は以下の通り：

- ・ 「実質的リスク」を「子どもが被る可能性のあるリスク」に換え、子ども保護に携わるワーカーが早期に介入できるようにする
- ・ (a) の「ネグレクトの態度」など、身体的危害を表す表現を追加し、身体的危害からの保護の根拠にはネグレクトが含まれることを明示する

現行法	公布後の改正法
37(2)(b) 子どもが、(a)に述べられている、身体的危害を受けたり引き起こされるだろうという、実質的リスクがある：	<p>37(2)(b) 子どもが、子供の世話をしていた人物から加えられたり、その人物の以下の行為によって引き起こされたり、その行為の結果として、身体的危害を受ける可能性がある、というリスクがある、</p> <p>(i) 子どもを十分にケアし、扶養、あるいは保護することを怠った、あるいは</p> <p>(ii) 子どもをケア、扶養、監督、保護するのに、ネグレクトの態度をとった</p>

変更事項は太字で示した。

2c. 第37条(2)(d) — 性的危害のリスク

公布後の改正法では、「実質的リスク」を「子どもが被る可能性のあるリスク」に換え、子ども保護に携わるワーカーが、子ども保護に早期に介入できるようにする。

現行法	公布後の改正法

37(2)(d) 子どもが、(c)に述べられているような、性的いたずらを受けたり、性的に搾取されるだろうという実質的リスクがある：	37(2)(d) 子どもが、(c)に述べられているような、性的いたずらを受けたり、性的に搾取される可能性のリスクがある：
---	--

2d. 第 37 条(2)(f) — 心理的的危害

(訳者注；以降 2g.まで目次と不一致 2d. は第 37 条(2)(d) 性的危害のリスクとなっている)

専門家委員団は、心理的危害の根拠は煩雑すぎると感じた。「重度」の不安、抑鬱、後退、自虐的行動の立証を必要とし、治療に対する親の同意だけが重視され、親の行為は心理的危害の要因に含まれていないのである。これでは場合によっては、親が子供の心理的危害の原因になっているとしても、子どもの治療に同意すれば、子どもは保護を必要としない、と主張できることになりかねない。

公布後は以下の点が改正される：

- ・ 立証された危害の程度を「重度の」から「深刻な」に変更し、子ども保護に携わるワーカーがより早期に子どもの保護に介入できるようにする
- ・ ネグレクトが子どもの心理的ウェルビーイングに及ぼす影響を認識し、心理的危害の症状のリストに「発達の遅れ」を加える
- ・ 心理的危害に関する条項を2項目に分け、それぞれ保護の根拠とする
 - ・ 親または子どもの世話をしている人物の行動が子どもに危害を与えた場合に関する条項を加える
 - ・ 子どもが治療を受けているか、のみに関する条項は現行のままとする

親もしくは子供の世話をしている人物が原因となっている心理的危険からの保護の根拠に関する、法改正後の規定によれば、子どもの保護に携わるワーカーが、親の行動と子どもに及ぼされた危険の関連性を立証することが重要となる。

現行法	公布後の改正法
	37(2)(f) 子どもが心理的危険を被っており、それは以下の深刻な症状により立証される、 (i) 不安 (ii) 抑鬱 (iii) 後退 (iv) 自虐的あるいは攻撃的行動、または

	(v) 発達が遅れ、 そして子どもの被っている心理的危害は、 子供の親、または子供の世話をしている人 物の様々な行動、あるいは行動を怠ったこ と、ネグレクトの態度の結果であると信じ るに足る、合理的根拠がある。
37(2)(f) 子どもが心理的危害を被っており、それは以下の重度の症状により立証される、 (i) 不安 (ii) 抑鬱 (iii) 後退 (iv) 自虐的あるいは攻撃的行動、 そして子供の親、または子供の世話をしている人物は、その危害を改善あるいは軽減するためのサービスまたは治療を提供しない、拒否する、もしくはこれに同意することができない、あるいは応じられない。	37(2)(f) 子どもが(f)(i), (ii), (iii), (iv), (v)で述べられた様々な心理的危害を被っており、子供の親、または子供の世話をしている人物は、その危害を改善あるいは軽減するためのサービスまたは治療を提供しない、拒否する、もしくはこれに同意することができない、あるいは応じられない。

2e. 第37条(2)(g) — 心理的危害のリスク

公布後の改正項目は以下の通り：

- ・ 「実質的なリスク」という表現を、「子どもが被る可能性のあるリスク」と書き換え、子ども保護に携わるワーカーがより早期に子ども保護に介入できるようにする。
- ・ 前述の心理的危害についての条項に列挙したすべての変更を本項でも加える：
 - ・ 立証すべき危害を「重度の」でなく「深刻な」と変更し、子ども保護に携わるワーカーがより早期に子ども保護に介入できるようにする。
 - ・ ネグレクトが子どもの心理的ウェルビーイングに及ぼす影響を認識し、心理的危害の症状のリストに「発達が遅れ」を加える
 - ・ 心理的危害に関する条項を2項目に分け、それぞれ保護の根拠とする
 - ・ 親または子どもの世話をしている人物の行動が子どもに危害を与えた場合に関する条項を加える

- ・子どもが治療を受けているか、のみに関する条項は現行のままとする

親もしくは子供の世話をしている人物が原因となっている心理的危険のリスクからの保護の根拠に関する、法改正後の規定によれば、子どもの保護に携わるワーカーが、親の行動と子どもに及ぼされた危険のリスクの関連性を立証することが重要となろう。

現行法	公布後の改正法
	37(2)(g) 子どもが、親または世話をしている人物の側の行動や行動するのを怠ったこと、あるいはネグレクトの態度の結果として、(f) (i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)の各項に述べられたような心理的危険を被る可能性のリスク；
37(2)(g) 子どもが(f)に述べられたような心理的危険を被るだろうという、実質的なリスクがあり、子供の親、または子供の世話をしている人物は、その危険を防ぐためのサービスまたは治療を提供しない、あるいは拒否する、もしくはこれに同意してくれない、あるいは同意できない。	37(2)(g.1) 子どもが(f) (i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)の各項に述べられたような心理的危険を被る可能性のリスクがあり、子供の親、または子供の世話をしている人物は、その危険を防ぐためのサービスまたは治療を提供しない、あるいは拒否する、もしくはこれに同意してくれない、あるいは同意できない。

2f. 第 51 条(3) — 「一時ケアと拘束の判断基準」(第 13 条)

現行の CFS 法第 51 条(3)項は、子どもは保護を要するかどうかを決定するための公聴会が開かれるまで、子どもを親または世話をする人から一時的に分離するための命令を発令する前に、裁判所が考慮しなければならないことがらを規定するものである。現行法では、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」があるかどうかを考察しなければならない。

公布後の改正法では、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」を削除し、新しく以前より低い危険のしきい値を設定し、「子どもが危険を被る可能性のリスク」と書き換える。これにより、各 CAS は子ども保護のためのより早期の介入が可能になるはずである。

現行法	公布後の改正法
51(3) 裁判所は、子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスクがあり、子どもは(2)項(a)または(b)に基づく命令では十分に保護されないと信じるに足る、妥当かつ立証	51(3) 裁判所は、子どもが危険を被る可能性のリスクがあり、子どもは(2)項(a)または(b)に基づく命令では十分に保護されないと信じるに足る、妥当かつ立証可能な

可能な根拠があると確信できない限り、(2) 項(c)または(d)に基づき、命令を発してはならない。	根拠があると確信できない限り、(2) 項(c)または(d)に基づき、命令を発してはならない。
---	--

**2g. 第 61 条(9) 一里親のもとでリスクに
直
面している子どもの里親
からの分離(第 17 条)**

第 61 条(9)の規定は、緊急の場合には、CAS は、長期里親（クラウンワードが2年間里親の元に居住していた）からクラウンワードを引き離すことができ、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」があるなら、まず通告し、その決定の再審査を実施するという手順をふまなくてよい、というものである。

公布後の改正法では、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」を削除し、新しく以前より低い危害のしきい値を設定し、「子どもが危害を被る可能性のリスク」と書き換える。

現行法	公布後の改正法
61(7) 子どもがクラウンワードであり、里親の元に継続的に2年間居住していた場合、協会は、まず里親に対し、子どもの分離の提案と里親の第 61 条に基づく再審査請求の権利について 10 日前に通告することなく、(6) 項に基づき子どもを分離してはならない。	変更なし
61(8) 里親が、(7) 項に基づく通告を受理してから 10 日以内に第 68 条に基づき再審査を請求した場合、協会は、請求された再審査やさらに詳しい再審査が長官 (Director) により終了し、さらにケースによっては、協会の理事会あるいは長官が、子どもを里親から分離するよう勧告するまでは、子どもを里親から分離してはならない。	変更なし
61(9) 里親への通告および第 68 条に基づく再審査に要する期間中に、子どもの健康と安全が脅かされる実質的なリスクがあるだろうと、長官あるいは担当理事が考える場合には、(7) および(8) の両項は適用されない。	61(9) 里親への通告および第 68 条に基づく再審査に要する期間中に、子どもが危害を被る可能性のリスクがあるだろうと、長官あるいは担当理事が考える場合には、(7) および(8) の両項は適用されない。

3. 記録の閲覧

f. 調査段階——閲覧許可証（第 74 条.1）及び通信閲覧許可証（第 74 条.2）に関する条項の新設

g. 手続き開始以降——第 74 条改正案

h. 裁判所命令の監視——第 74 条改正案

3. 記録の閲覧

はじめに

インクエストおよび専門家委員団は、各 CAS が、特に調査段階において、子ども保護のために必要な情報を収集しやすくする必要があることに関連して、勧告書を作成した。公布後の改正法は現行法を変更し、以下の3段階ごとにこの問題について述べている。

- ・ 調査段階
- ・ 手続き開始後

- ・ 命令発令後

3a. 新節 74.1 および 74.2—調査段階における情報の閲覧

1. 閲覧許可証

現行法の第 74 条は、各 CAS に記録を閲覧する命令の取得を許可するものである。記録はいつでも閲覧可能であるが、調査段階（訴訟手続きを開始する以前）に閲覧してもいいかどうかについて、いくらか混乱がある。

公布後の改正法では、新しい条項（第 74 条 1）が設けられ、特定の記録またはその記録の一部が、子どもが保護を要する、あるいはその可能性がある、との申し立ての調査に有効である、と信じるに足る妥当な根拠がある、という宣誓資料の基盤について確信が得られれば、各 CAS は、その記録あるいはその一部の閲覧許可証を、裁判所あるいは治安判事に申請することができるようになる。

閲覧許可証が発行されれば、協会は記録を調べたり、傷つけることなくコピーしたり、コピーをとる目的で持ち出してもいいことになる。閲覧許可証の有効期限は 7 日間である。必要に応じて、治安官が閲覧許可証の作成に参加する場合もある。本規定は、その枠外では弁護士・依頼人特権により保護されるべき諸記録にまで拡大適用はされない。*精神衛生法*に基づく臨床記録や、CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録の閲覧許可証を請求すると、特別審査を受けることになる。

閲覧許可証に使用される用紙や手続きを定めた規定は、CFS 改正法公布の日から効力を発することになると期待されている。

2. 通信閲覧許可証 (telewarrant)

公布後の改正法には、調査段階において閲覧許可証の申請をすることができない状況（例えば、緊急事態）についての規定（第 74 条 2）が新たに追加される。新設の規定により、各 CAS は裁判所または治安判事に対し、何らかの記録またはその記録の特定の部分を閲覧するため、通信閲覧許可証を、申請することができるようになる。通信閲覧許可証とは、ファクシミリその他の通信手段により取得される閲覧許可証のことである。

新設の規定のもとでは、CAS は裁判所または治安判事に対し、以下の事柄について明確に示さなければならない：

- ・ 特定の記録またはその記録の一部が、子どもが保護を要する、あるいはその可能性がある、との申し立ての調査に有効である、と信じるに足る妥当な根拠がある、と述べた宣誓資料の基盤について；また

- ・第 74 条 1 に基づき、閲覧許可証を申請するために、裁判所または治安判事の前に個人として出頭することが、実行不能であること。

CAS 協会は、参考資料として、記録またはその記録の一部が、子どもが保護を要する、あるいはその可能性があるとの申し立ての調査に有効である、と信じる根拠ばかりでなく、裁判所または治安判事の前に個人として出頭することが実行不能である状況についての陳述を挿入しなければならない。

通常の閲覧許可証の場合と同じく、通信閲覧許可証が発行されれば、協会は記録を調べたり、傷つけることなくコピーしたり、コピーをとる目的で持ち出してもいいことになる。通信閲覧許可証の有効期限は 7 日間である。必要に応じて、治安官が通信閲覧許可証の作成に参加する場合もある。本規定は、その枠外では弁護士・依頼人特権により保護されるべき所記録にまで拡大適用はされない。精神衛生法に基づく臨床記録や、CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録の通信閲覧許可証を請求すると、特別審査を受けることになる。

通信閲覧許可証に使用される用紙や手続きを定めた規定は、CFS 改正法公布の日から効力を発することになると期待されている。

3b. 第 74 条改正案 — 手続き開始後の資料の閲覧

CFS 法第 74 条は、CAS が記録の調査命令を獲得できるようにするものであるが、現行法には以下の問題がある：

- ・虐待（保護の根拠となる 12 項目の内わずか 5 項目）に関わる記録もしくは記録の一部にしか適用されない；そして
- ・精神衛生法第 35 条に基づく臨床記録の閲覧に関しては平衡判断の規定があるが、CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録に関してはない。

1. 第 74 条(2)の変更事項—申請と通告のための必要条件

公布後の改正法では以下項目が変更される：

- ・各 CAS が、第 III 章に基づく手続き、あるいは特定の命令への応諾に関する記録または記録の一部の提示命令を動議、もしくは申請することができるようになる；そして
- ・強制通告の必要条件が廃止される。これにより、家庭裁判所規定の条項が通告に適用されることになる（緊急事態においては通告なしに動議を起こすことができる）。

現行法	公布後の改正法
第 74 条(2) 協会長または協会はいつでも、記録を所有あるいは管理する者に通告した上で、(3) 項に基づき、その記録または記録の一部の提示命令を動議することができる。	第 74 条(2) 協会長または協会はいつでも、記録を所有あるいは管理する者に通告した上で、(3) または(3.1) 項に基づき、その記録または記録の一部の提示命令を動議または申請することができる。

2. 命令獲得の根拠の拡大

現行法では、裁判所が CAS に対し、記録の閲覧を命じることができるのは、その資料が子どもが虐待を受けている、あるいは受ける可能性がある（12 項目の子ども保護の根拠の内わずか 5 項目）かどうかの審査に関連する可能性があり、CAS が資料請求をしたが拒否された場合である。これでは、虐待以外の保護の根拠に基づき、保護を必要とする可能性のある子ども達に関する情報を入手するという、CAS の能力を制限することになる。

公布後の改正法ではこの根拠を、資料が第三章（子どもの保護）に基づく手続きに関連がある場合にまで拡大することになる。

現行法	公布後の改正法
74(3) 裁判所が以下の事柄について確信を得ている場合、 (a) 特定の記録が、子どもが虐待を受けている、あるいは虐待を受ける可能性があるかいなかの判断に意味を持つと思われる情報を含んでいる；また (b) その記録を保持または管理している人物が、長官または各協会長にたいし、これを調査する許可を与えることを拒んだ、 裁判所は、その人物に対し、長官または各協会長のいずれか、あるいは裁判所から正式に許可を受けた長官または各協会長が調査またはコピーできるよう、その記録または記録の所定の部分を提示するよう、命ずることができる。	74(3) 裁判所が、(2) 項に述べられた動議の対象である記録または記録の一部が、本規定に基づく手続きに関連のある情報を含んでいる、そして、その記録を保持または管理している人物が、長官または各協会長にたいし、これを調査する許可を与えることを拒んだ、との確信を得ている場合には、裁判所は、その記録を保持または管理している人物にたいし、長官、もしくは協会、もしくは裁判所が調査またはコピーできるよう、その記録または所定の一部を提示するよう、命ずることができる。

3. 精神衛生法 に基づく臨床記録の判断

精神衛生法 第 35 条は、臨床記録とは、精神科施設に保管されている患者に関する臨床記録を指す、と定義している。

現行法の下では、ある記録が、精神衛生法 第 35 条の定義に基づく臨床記録であり、CAS が本法第 74 条に基づきその記録の提示を求める動議を発した場合、医師は、CAS はそ

の記録を閲覧すべきかどうか決定するための聴聞会の開催を要求することができる。精神衛生法第35条によれば、記録の閲覧命令を決議するには、裁判所は、その情報が開示された場合の患者または第三者に対する危害の可能性について考察しなければならない。そして危害の可能性がある場合には、裁判所は、それが「正義にとって最も重要」でない限り、開示命令を発令してはならない。

現行法第74条(7)は、精神衛生法第35条の定義に基づく記録の提示命令を発するかどうかの決定において、裁判所が考察しなければならない事項を規定するものである。第74条(7)項の規定によれば、精神衛生法第35条の規定する問題と、子どもの健康と安全の確保の必要性を、平等に考察しなければならない。

公布後の改正法では、第74条(7)(b)に基づき裁判所が考察しなければならない事項を、保護に重点を置くという改正法の原則に沿って、現行の「子どもの健康と安全の保護の必要性」から「子どもの保護の必要性」に変更する。

現行法	公布後の改正法
74(7) 本条(2)項に基づく申請が、精神衛生法第35条の定める意味に当てはまる臨床記録である場合、同法第35条(6)項(担当医の陳述、聴聞)は、以下の事項に適用され、裁判所は以下の事項を平等に考慮する、 (a) 同法第35条(7)項に基づき考慮すべき問題、および (b) 子どもの健康と安全を守る必要性。	74(7) 本条(2)項に基づく申請が、精神衛生法第35条の定める意味に当てはまる臨床記録である場合、同法第35条(6)項(担当医の陳述、聴聞)は、以下の事項に適用され、裁判所は以下の事項を平等に考慮する、 (a) 同法第35条(7)項に基づき考慮すべき問題、および (b) 子どもの保護の必要性。

4. 精神障害の記録の新判断基準

現行のCFS法第183条(1)項では、精神障害の記録を、理にかなった判断をする能力を著しく損なう、情緒過程、思考、あるいは認知のきわめて深刻な障害をもつ人物に関する記録、と定義している。

現状では、記録がCFS法第183条に基づく精神障害の記録であり、CASが同法第74条に基づきその記録の提示を動議した場合、医師は、CASにその記録を閲覧させるべきか否か決定するために、聴聞会の開催を要求することができる。裁判所は、閲覧命令を発令するかどうかの決定において、「正義にとって最も重要な」ものと、本人または第三者に危害が加えられる可能性の釣り合いを考慮しなければならない。これは精神衛生法第35条の定義に基づく臨床記録の場合と同一の判断基準である。ただし、CFS法第74条(7)が、精神衛生法第35条の定義に基づく臨床記録の閲覧については、子どもの保護とその他の様々な要素の釣り合いを考慮しなければならないとしているのに対し、精神衛生法は、CFS法第183条に基づく精神障害の記録の提示に関して、諸要素を同じように平衡的に考慮するべきであると規定してはいない。

公布後の改正法では、このような状況を改善するべく、精神障害の記録の提示命令発令を

決定する場合の判断基準を規定する条項を新たに追加することになる。

現行法	公布後の改正法
	74(8) 本条(2)項に基づく動議あるいは申請が、第 183 条の意味に当てはまる精神障害の記録に関わるものである場合、同項は以下の事項に適用され、裁判所は以下の事項を平等に考慮する、 (a) 本法第 183 条(6)項に基づき考慮すべき問題、および (b) 子どもの保護の必要性。

3c.第 74 条改正案——裁判所命令を監視するための情報の入手

第 74 条は必ずしも裁判所命令を監視する目的の記録の提示に関して、明確に規定するものではない。場合によっては、裁判所がその命令自体の中で情報の開示を規定することもある。そうでない場合には、CAS が命令の対象となる人たちの同意を得るのだが、これは必ずしも可能ではない。

公布後の改正法は、CAS が、特定の裁判所命令の監視の目的で、記録の提示命令を請求できることを明確に規定する条項を新たに追加する。これにより、CAS は、子どもを保護するために必要な情報を入手しやすくなるはずである。

現行法	公布後の改正法
	74(3.1) 裁判所が、本条(2)項に該当する申請の対象である記録または記録の一部が、以下の事項のいずれかへの応諾の査定に関連がある、そしてその記録を保持または管理する人物が、長官、もしくは協会に対し、この記録の調査の許可を拒否したことを確信している場合、裁判所はその記録を保持または管理している人物に対し、長官、もしくは協会、もしくは裁判所が、調査またはコピーするため、その記録または記録の特定の部分を提示するよう、命令することができる： 1. 本法第 51 条(2)(b)または(c)に基づく、監督を必要とする命令 2. 本法第 51 条(2)(c)または(d)に基づく、閲覧に関する命令 3. 本法第 57 条に基づく、監督命令 4. 本法第 58 条に基づく、閲覧命令 5. 本法第 65 条に基づく、監督もしくは閲覧命令 6. 本法第 80 条に基づく、差し止め命令

まとめ

要約すると、公布後の改正法では、CAS が子どもの保護のために必要な情報入手の選択の幅が広がることになる。

段階	選択	判断基準
調査	裁判所または治安判事による閲覧許可証の発行	記録または記録の一部が、子どもが保護を必要としている、または今後必要とする可能性がある、という申し立ての調査のために有効であると信じるに足る、妥当な根拠
調査	裁判所または治安判事による通信閲覧許可証の発行	閲覧許可証の場合と同じ（上項参照）基準に加えて、裁判所または治安判事の前に個人として出頭することが実行不能と思われること
手続き開始後	動議	記録または記録の一部が、第Ⅲ章に基づく手続きに関連する情報を含んでおり、その記録を保持または管理する人物が、長官あるいは協会に対し、その調査を許可することを拒否したということを、裁判所に確信させなければならない
手続き開始後 CASは命令*遵守 状況を査定する必要がある	申請	記録または記録の一部が、以下の項目*のいずれかの遵守状況の査定に有効である可能性があり、その記録を保持または管理する人物が、長官あるいは協会に対し、その調査を許可することを拒否した

*命令：

- ・ 本法第 51 条(2) (b)または(c)に基づく、監督を必要とする命令
- ・ 本法第 51 条(2) (c)または(d)に基づく、閲覧に関する命令
- ・ 本法第 57 条に基づく、監督命令
- ・ 本法第 58 条に基づく、閲覧命令
- ・ 本法第 65 条に基づく、監督もしくは閲覧命令
- ・ 本法第 80 条に基づく、差し止め命令

4. 証拠関連事項

a. 第 50 条(1) 改正案 ——過去の行状に関する証拠

b. 第 54 条(8) 改正案 ——裁判所命令による査定の証拠としての有効性

4a. 第 50 条(1) 改正案——過去の行状に関する証拠

専門家委員団は、養育歴は手続きのすべての段階において証拠として認められるのか、それとも裁判所が、子どもを協会以外の人物のケアまたは後見の下におく、または戻すよう命じる以前だけなのかに関して、混乱が生じたことがあった、と指摘し、証拠は手続きのどの段階でも有効である、と明示すべきだと勧告した。

現行法の第 50 条(1)項によれば、過去の行状の証拠は、その人物のケアの下にあった子ども達に関するものでなければならない。また、子ども虐待歴がある可能性のある人、あるいは直接その子どものケアに携わっていなかった人（例えば、子どもを性的に虐待したことがある、あるいは定期的に訪問しているボーイフレンド；または小児性愛者）にまで拡大しない。専門家委員団は、過去の行動は未来の行動の最良の予言者である、と述べ、子どもがその人物のケアを受けていたかどうかは別として、過去の行状の証拠はあらゆる子どもに対する行動に当てはまる、と拡大解釈すべきだと勧告した。